組合だより

2019. 1. 9 発行　第 216 号

札幌鉄工関連協同組合
・TEL 661-2648　・FAX 665-1408
http//kanren.sakura.ne.jp/
e-mail : kanren00@poem.ocn.ne.jp

～　年 頭 ご 挨 拶　～

札幌鉄工関連協同組合
理事長　今 井 一 彦

新年明けましておめでとうございます。

平成 31 年の新春を迎え、謹んでお慶び申し上げます。

組合員の皆様には、平素から組合運営の各般にわたり深いご理解と温かいご支援を賜り、心から厚く感謝申し上げます。

昨年を振り返りますと、我が国では、企業の経常利益が史上最高を更新し続けており、設備投資も堅調に推移し、さらに、人手不足に対応した省力化の投資や半導体等の生産能力の増強も続いております。

こうした中、安倍総理が掲げた「働き方改革関係法が」平成 30 年 7 月 6 日に公布され、長時間労働時間の是正、多様で柔軟な働き方の実現、雇用形態に係わらない公正な待遇の確保などの措置を講ずることを目的に平成 31 年 4 月 1 日に施行されます。

しかしながら、個人消費は物価高による購買力低下と節約志向から低調となっております。また、中小企業の経営は、材料価格の高騰や人件費の上昇などからコストが増え、ますます厳しさを増しております。

こうした中、本道においては、9 月上旬の台風 21 号や北海道胆振東部地震の影響により、大きな被害を受けましたが、緩やかに回復しており、観光も国内客を中心に回復しております。

しかしながら、中小企業にとって、本道における人口の減少と高齢化の進展はジワジワと経済活力の低下を招き、また、これまでコストの上昇を製品価格に転嫁できずにいた私どもにとって、まさに死活問題であり、多大の影響を被ることとなりました。さらに、中小企業の業績は二極化が拡大し、本道の経営環境は引き続き厳しい状況にあります。

こうした厳しい経営環境を乗り切るためには、今こそ組合員一人ひとりの力を結集し、その協同の力で様々な経営課題の解決に取り組んでいくことが極めて重要であります。

当組合といたしましても、組合員を取り巻くこうした厳しい経営環境を踏まえ、北海道経済産業局をはじめ北海道や札幌市、中小企業団体中央会との連携を一層密にし、経営革新や省エネ、設備投資や人材育成などへの支援情報の収集・提供とそのサポートに積極的に取り組む考えでありますので、皆様の一層のご理解とご協力をお願い申し上げます。

むすびに、この新しい年が、皆様にとりまして更なる飛躍の年になりますよう心からお祈り申し上げ、新年のご挨拶とさせていただきます。

（東邦交通㈱　代表取締役）

～　2019 年 新年ご挨拶　～

安全衛生協力会会長
花 田 一 彦

あけましておめでとうございます。

平成 31 年、平成最後の年の新年を迎え、組合員、安全衛生協力会会員の皆様には、日頃より当協力会の運営に際しまして、多大なるご支援、ご協力をいただいておりますことに感謝申し上げます。また、各企業におかれまして、日頃より安全衛生活動を推進していただいておりますことに、敬意を表する次第でございます。おかげさまで、昨年計画しておりました、安全衛生協力会の事業も滞りなく進めることができました。重ねてお礼申し上げます。

昨年 9 月 6 日未明に発生しました「胆振東部地震」、震源地に近い厚真町では、国内での観測史上最大で 5 回目の観測となる震度 7 を記録し、札幌市内でも東区の観測地点では震度 6 弱を記録しました。厚真町の山林では大規模な山崩れが発生し、41 名の方がお亡くなりになり、住宅の被害も多数発生しました。地震の影響により、苫東厚真火力発電所が緊急停止して、供給地域全域が停電となる「ブラックアウト」となり、私たちの工業団地も供給される電力が約 2 日半停止して、操業できない状況となりました。これからの時代、災害は起きる前提で考え、企業が自然災害などの緊急事態に遭遇した際には、その被害を最小限にとどめ、早期に復旧して事業の再開、継続する方法、手段などを今一度確認しておく必要があるのではないでしょうか。

本年 4 月 1 日から段階的に施行されます「働き方改革関連法」ですが、着実に実施して魅力ある職場にすることで、人手不足解消にもつながるといわれておりますが、施行期日が迫っている中、中小企業にとりまして、経営の支障になるのではないかと懸念されています。特に支障になるのが、「年次有給休暇の取得の義務化」、「時間外労働の上限規制」、「中小企業の時間外割増率猶予措置の廃止」といわれております。今年 4 月より、年 5 日間の年次有給休暇の取得を企業に義務づけられ、来年 4 月からは、時間外労働時間に上限が設けられ、これを超える時間外労働はできなくなり、2023 年 4 月からは、中小企業にも月 60 時間を超える時間外労働について、割増賃金率を引き上げしなければならなくなります。これらに違反した場合には罰せられることになっており、早急な対応が求められております。特に製造業にとりましては、人員の増員が困難な中、売り上げ減少、収益悪化をどう抑えるかが、今後の企業経営における、喫緊の課題になるのではないかと思います。

最後になりますが、組合員、安全衛生協力会会員の皆様の益々のご発展、ご健勝と、今年一年皆様にとりまして、安全でよい年になりますことをご祈念申し上げ、年頭のご挨拶とさせていただきます。

（㈱花田鉄工所　代表取締役）

あとがき

組合員の皆様、明けましておめでとうございます。

本年もよろしくお願い申し上げます。

札幌鉄工関連協同組合　事務局

専務理事　　原田 富雄

事務パート　宮林 礼子